

# 年金待機者となられた皆さまへ

同封の「年金待機者登録通知書」のとおり、年金待機者として登録しましたのでお知らせします。  
年金待機者番号や組合員期間などをご確認ください。

このリーフレットは、今後受給権が発生する場合の給付の種類、その給付を受けるための要件および必要な請求手続きなどについて、ご案内しています。

- このリーフレットは、令和6年4月現在で施行されている法令に基づき作成しています。今後の法令改正等により、内容が変わる場合があります。
- 平成27年9月以前の被用者年金制度は、会社員が加入する「厚生年金保険制度」と公務員等が加入する「共済年金制度」に大別されていましたが、法改正により、平成27年10月に共済年金制度は、厚生年金保険制度に統合されました。
- このリーフレットおよび同封の「年金待機者異動報告書」における「組合員」とは、長期給付事業の適用を受ける組合員をいい、短期給付事業および福祉事業のみ適用を受ける組合員（短期組合員）を除きます。

令和6年4月

公立学校共済組合

## I 公的年金制度

### 1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金（1階部分）と厚生年金保険（2階部分）で構成されています。

#### (1) 国民年金

全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種等によって第1号被保険者から第3号被保険者までに分かります（表1参照）。

#### (2) 厚生年金保険

被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は、4通りに区分され、年金の支払等の事務を行う実施機関が異なります（表2参照）。各実施機関において、被保険者の種別ごとに厚生年金を決定および支給します。

表1 国民年金と厚生年金の被保険者

2階部分	厚生年金	一般厚生年金被保険者	国共済厚生年金被保険者	地共済厚生年金被保険者	私学共済厚生年金被保険者	
1階部分	国民年金	第1号被保険者 (20歳以上の学生、 自営業者など)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号被保険者 (第2号被保険者の 被扶養配偶者)

表2 厚生年金被保険者の種別と実施機関

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員等 ※地方公務員共済組合の短期組合員を含む	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合 他
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等) 他
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

### 2 公立学校共済組合の組合員期間と年金

当共済組合の組合員であった期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第2号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間に該当します。

この期間については、同封の「年金待機者登録通知書」の「組合員期間」欄に表示しており、この期間に基づく厚生年金は、当共済組合で決定および支給します。

## II 厚生年金の給付の種類と受給要件

### 1 老齢厚生年金（65歳から）

次の要件を全て満たしている方に、65歳から支給されます。

- (1) 65歳以上であること
- (2) 厚生年金被保険者期間<sup>(※1)</sup>があること
- (3) 受給資格期間<sup>(※2)</sup>が10年以上であること

### 2 特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで）（注）昭和36年4月1日以前に生まれた方

次の要件を全て満たしている方に、支給開始年齢<sup>(※3)</sup>から65歳になるまでの間、支給されます。

- (1) 支給開始年齢<sup>(※3)</sup>以上であること
- (2) 厚生年金被保険者期間<sup>(※1)</sup>が1年以上であること
- (3) 受給資格期間<sup>(※2)</sup>が10年以上であること

#### 用語説明

##### \*1 厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）であった期間をいいます。平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

##### \*2 受給資格期間

受給資格期間とは、次のアからウまでの期間を合計した期間をいいます。

ア 厚生年金被保険者期間

イ 国民年金の保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。）および保険料免除期間

ウ 合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等をいいます。）

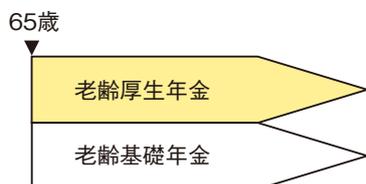
##### \*3 支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

（注）昭和36年4月2日以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。

#### 老齢厚生年金の支給イメージ

- 昭和36年4月2日以後に生まれた方
- 昭和36年4月1日以前に生まれた方で厚生年金被保険者期間が1年未満の方



（参考）昭和36年4月1日以前に生まれた方で1年以上の厚生年金被保険者期間がある方



黄色い矢印は各実施機関（当共済組合を含みます。）、白い矢印は日本年金機構から支給されます。

#### 繰上げ支給

昭和36年4月2日以後に生まれた方<sup>\*</sup>で、老齢厚生年金の受給要件の（2）および（3）を満たしている方は、60歳から65歳に達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。

ただし、年金額は繰り上げた月数1カ月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は1カ月あたり0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。また、老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります（全て減額支給となります。）。

<sup>\*</sup> 昭和36年4月1日以前に生まれた方（特別支給の老齢厚生年金の受給要件の（2）および（3）を満たしている方）についても、同様の繰上げ支給の制度が設けられています。

### 繰下げ支給

65歳に達した時点で老齢厚生年金を請求せずに、66歳から75歳まで<sup>\*</sup>の間に支給開始年齢を繰り下げた場合、一定割合を増額した老齢厚生年金を受給することができます。ただし、障害または遺族を給付事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）の受給権を有する方は、繰下げの申出はできません。

繰下げを申し出た場合、65歳から請求を行うまでの間、老齢厚生年金は支給されません（加給年金額も支給されません）。繰り下げた月数につき繰下げ対象額の0.7%が増額されます（120月が限度です）。

また、他の実施機関から老齢厚生年金を受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。

※ 昭和27年4月1日以前に生まれた方については、原則70歳までとなります。

（注）昭和27年4月2日以後に生まれた方が70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなされ、増額された老齢厚生年金を一括で受給できます。

### 老齢基礎年金

受給資格期間が10年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金を受給できます。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

## 3 障害厚生年金

次の要件を全て満たしている方に、支給されます。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日<sup>(\*1)</sup>があること
- (2) 障害認定日<sup>(\*2)</sup>または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの障害の状態にあること
- (3) 保険料の納付要件<sup>(\*3)</sup>を満たしていること

## 4 障害手当金

次の要件を全て満たしている方に、支給されます。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日<sup>(\*1)</sup>があること
  - (2) 障害の状態が次の条件の全てに該当していること
    - ① 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治っていること（症状が固定していること）
    - ② 治った日に障害厚生年金を受けられることができる障害の状態よりも軽いこと
    - ③ 政令で定める障害手当金を受給できる程度の障害の状態であること
  - (3) 保険料の納付要件<sup>(\*3)</sup>を満たしていること
- （注）次のいずれかに該当する方は、障害手当金の受給はできません。
- ・ 治った日に公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有している方
  - ・ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有している方

### 用語説明

#### \*1 初診日

病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

#### \*2 障害認定日

原則として初診日から1年6カ月を経過した日をいいます。

#### \*3 保険料の納付要件

初診日の前日に、次のいずれかを満たしていることが必要です。

ア 初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の3分の2以上について、保険料が納付または免除されていること

イ 初診日<sup>\*</sup>の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

※ 初診日が令和8年3月31日以前のときで、初診日に65歳未満であるときに限られます。

### 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金・障害手当金

障害認定日（障害手当金の場合は「治った日」）に2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金（障害手当金）は、それらの期間が1つであるものとみなして、初診日が属する実施機関から支給されます。

### 障害基礎年金

障害等級が1級または2級の状態にある場合、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

## 5 遺族厚生年金

厚生年金被保険者であった方が次のいずれかの要件（以下「受給要件」といいます。）に該当するときに、その遺族<sup>(※1)</sup>に支給されます。

- (1) 厚生年金被保険者が死亡したとき
- (2) 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- (3) 障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき
- (4) 受給資格期間<sup>(※2)</sup>が25年以上ある方が死亡したとき

### 用語説明

#### \* 1 遺族

遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった方が死亡した当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。優先順位1から4までのうち、最も順位の高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫 <sup>※1、2</sup> ・妻 <sup>※1</sup> ・子 <sup>※1、3</sup>	父母 <sup>※2</sup>	孫 <sup>※3</sup>	祖父母 <sup>※2</sup>

※1 夫および妻には、内縁関係にある方を含みます。また、子には、被保険者であった方の死亡時に胎児であった子を含みます。

※2 夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の死亡時に55歳以上である方が対象です。年金の受給開始は60歳からになります（55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。）。

※3 子および孫は、被保険者であった方の死亡時、次のいずれかに該当することが必要です。

ア 18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で障害等級が1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと

#### \* 2 受給資格期間

2ページの「用語説明」をご参照ください。

### 受給要件の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

- ・ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が死亡した場合、それらの期間が1つであるものとみなして、原則として死亡日が属する厚生年金被保険者期間に該当する実施機関から支給されます。
- ・ 受給要件の(1)または(2)に該当する場合は、死亡した方が、死亡日の前日に原則次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
  - ア 死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の3分の2以上について、保険料が納付または免除されていること
  - イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと（死亡日が令和8年3月31日以前のときで、死亡した方が65歳未満であった場合に限られます。）

### 遺族基礎年金

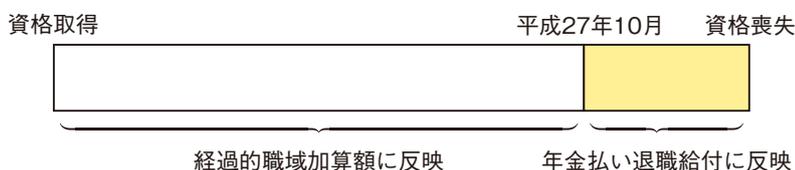
上記の遺族に該当する者が「子のある配偶者」である場合、または「子」のみの場合は、遺族基礎年金も併せて受給できます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

### Ⅲ 経過的職域加算額および年金払い退職給付

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、職域年金相当部分の額が加算されていましたが、平成27年10月に共済年金制度が厚生年金保険制度に統合されたことに伴い、廃止されました。それに代わる給付として、「経過的職域加算額」と「年金払い退職給付（正式名称:退職等年金給付）」が設けられています。

#### 組合員期間との関係

平成27年9月以前の組合員期間は「経過的職域加算額」に、平成27年10月以後の組合員期間は「年金払い退職給付」に反映されます。それぞれの組合員期間を有さない場合には、支給されません。



#### 1 経過的職域加算額

平成27年9月以前の組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）を有する方に、経過措置として支給するものです。

##### (1) 退職共済年金（経過的職域加算額）

1年以上の引き続き組合員期間を有する方に支給されます。原則として、特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。

平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

老齢厚生年金と同様の条件により、繰上げ請求または繰下げ請求を行うことができます。

##### (2) 障害共済年金（経過的職域加算額）

平成27年9月以前に初診日がある方に支給されます。原則として、障害厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。

##### (3) 遺族共済年金（経過的職域加算額）

組合員または組合員であった方が死亡したときに、その遺族（4ページの「用語説明」をご参照ください。以下同じです。）に支給されます。原則として、遺族厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。

なお、公務遺族年金（年金払い退職給付）を受給する場合には、支給されません。

#### 2 年金払い退職給付

地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので、平成27年10月以後の組合員期間を有する方のうち、要件を満たした方に支給されます。退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類の給付があります。

##### (1) 退職年金

1年以上の引き続き組合員期間を有する方が退職した後に65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。

60歳から繰上げ、または、受給権を取得した日から起算して10年を経過した日まで<sup>\*1</sup>繰下げをすることも可能です。

有期退職年金の支給期間は20年ですが、申出により10年に短縮することもできます（一時金<sup>\*2</sup>の選択も可能です。）。

死亡した場合は、終身退職年金部分は終了となり、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

※1 昭和27年4月1日以前に生まれた方については、原則70歳までとなります。

※2 一時金を選択する場合は、退職金等の「源泉徴収票」が必要となる場合があるため、必ず保管してください。

##### (2) 公務障害年金

公務による病気やけがにより障害の状態となった場合に支給されます。

##### (3) 公務遺族年金

組合員又は組合員であった方が、公務による病気やけがにより死亡した場合に、その遺族に支給されます。

## IV 年金の請求手続き

### 1 請求関係書類の受取方法

下表のとおり請求関係書類を受け取ってください。

(注) 年金の受給権が発生した日から5年以内に請求を行わない場合は、時効により年金を受けられなくなります。ただし、やむを得ない事情により、時効完成前に請求できなかった場合は、当共済組合にお問い合わせください。

	年金の種類	請求手続き開始時期	請求関係書類の取得方法
老 齢	特別支給の老齢厚生年金	支給開始年齢に達したとき	支給開始年齢に達する月の2～3カ月前にお送りします。 <sup>*1, 2, 3</sup>
	老齢厚生年金 退職年金（年金払い退職給付） <sup>*4</sup>	65歳の誕生日	65歳に達する月の2～3カ月前にお送りします。 <sup>*1, 5</sup>
	繰上げ支給の老齢厚生年金	繰上げ支給を希望するとき (60歳から65歳まで)	当共済組合本部に請求してください。 <sup>*2</sup>
	繰下げ支給の老齢厚生年金	繰下げ支給を希望するとき (66歳以降75歳まで)	
障 害	障害厚生年金 <sup>*6</sup> 公務障害年金（年金払い退職給付）	障害認定日または障害認定日後 65歳に達する日の前日までの間	退職された都道府県の当共済組合支部に請求してください。
	障害手当金 <sup>*6</sup>	症状が固定した日	
遺 族	遺族厚生年金 公務遺族年金（年金払い退職給付）	組合員または組合員であった方が 死亡したとき	当共済組合本部に請求してください。 <sup>*2</sup>

- ※1 老齢厚生年金の請求関係書類については、退職後に再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から送付されます。また、特別支給の老齢厚生年金の受給者が65歳に達したときの老齢厚生年金の請求手続きは、実施機関ごとに行い、65歳に達する月の3～4カ月前にお送りします。
- ※2 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が請求する場合、原則として1つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金・遺族厚生年金も請求することができます。
- ※3 離婚時の年金分割制度（7ページ3をご参照ください。）により、標準報酬の分割を受けた方のうち、支給開始年齢に達したときにすでに日本年金機構から特別支給の老齢厚生年金を受給されている方は、当共済組合本部までご連絡ください。
- ※4 退職年金（年金払い退職給付）の繰上げ支給、繰下げ支給を希望する場合は、当共済組合本部または退職された都道府県の各支部に請求してください。
- ※5 退職年金（年金払い退職給付）の請求関係書類については、別途お送りします。
- ※6 当共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限り、初診日において他の種別の厚生年金の被保険者であったときは、その実施機関に請求してください。

#### 老齢厚生年金の請求関係書類がお手元に届かない場合

老齢厚生年金（繰上げ支給・繰下げ支給を除きます。）の請求関係書類は、原則として、当共済組合に登録している住所（退職時に登録した住所）宛てにお送りします。支給開始年齢に達する月を過ぎても請求関係書類がお手元に届かない場合、または繰上げ支給、繰下げ支給を希望する場合は、当共済組合本部までご連絡ください。

#### 経過的職域加算額の請求手続き

経過的職域加算額の請求手続き開始時期は、原則として同一事由の厚生年金と同様であり、厚生年金と同じ請求書により請求できます。

### 2 請求手続きから決定までの流れ

1により受け取った請求書類に必要事項を記入し、添付書類とともに当共済組合（または他の実施機関）にご提出ください。老齢厚生年金の受給要件を満たしている方は、再就職している場合でも、請求手続き開始時期に手続きを行ってください。

当共済組合において審査・決定し、請求者の方に年金証書等をお送りします\*。

※ 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

### 3 年金の支給

年金の支給は、給付事由の生じた月の翌月分から開始され、偶数月の15日（その日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）に、その支給月の前月までの2カ月分が支給されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

(例) 4月20日に65歳（老齢厚生年金の支給開始年齢）に達する場合

5月分から年金が支給されます。初回支給日は、請求書類の提出時期等により異なります。

## V 年金の支給に関する留意点

### 1 退職一時金の返還

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合には、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金との二重の給付を防止するため、受給した退職一時金の額に利子相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。返還は、年金の請求時に選択する次の(1)または(2)の方法により行います。

- (1) 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。
- (2) 1年以内に現金で一括または分割して返還する。

### 2 年金の支給調整

年金を受給する方が次の(1)から(3)に該当したときは年金の支給が調整されます。

#### (1) 再就職したときや議員となったとき

再就職し、厚生年金被保険者になった方(公務員、公立学校の再任用職員(嘱託等)、民間会社や私立学校にお勤めの方等)は、老齢厚生年金の額と標準報酬月額および過去1年間の標準賞与額(総報酬月額相当額)の合計額に応じて、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されることがあります。(特別支給・繰上げ支給・繰下げ支給の老齢厚生年金も対象です。)

また、国会議員・地方議会議員になった方、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方も同様です。

#### (2) 65歳未満の方で雇用保険の給付を受けるとき

特別支給または繰上げ支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付(基本手当)は同時には受給できません。公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みを行うと、失業給付の額にかかわらず、当該老齢厚生年金が全額支給停止されます。求職の申込みをする前に、失業給付の額を確認し、年金額と比較した上で、どちらを受給するか選択するようお勧めします。

また、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給できるときは(1)の支給停止に加えて、特別支給または繰上げ支給の老齢厚生年金の一部が支給停止されることがあります。

#### (3) 給付事由の異なる複数の年金の受給権があるとき

公的年金制度は、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。この選択については、いつでも将来に向かって変更すること(選択替え)ができます。

また、65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある場合、老齢厚生年金の受給権が優先されます。そのため、遺族厚生年金は老齢厚生年金相当額が停止され、年金額が老齢厚生年金よりも上回った場合に、その差額のみが支給されます。

### 3 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消しをした場合に、按分割合について合意した上で、婚姻期間中の標準報酬(標準報酬月額と標準賞与額)を、当事者間で分割することができます。分割した標準報酬に基づき、厚生年金・経過的職域加算額の年金額が計算されます。

また、当事者の一方が国民年金第3号被保険者であった場合は、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1に分割することができます。

(注) 原則として、離婚または婚姻の取消しをした日の翌日から起算して2年以内に請求を行うことが必要です。

### 4 日本国籍を有しない方への脱退一時金

厚生年金保険の被保険者期間が6カ月以上である日本国籍を有しない方が、受給資格期間を満たさず年金を受給できない場合、日本から出国後2年以内に当共済組合本部へ請求を行うことにより、脱退一時金を受給できます\*(年金払い退職給付についても、同様の制度があります。)

日本と年金通算の協定(社会保障協定)を締結している相手国の年金加入期間のある方は、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本および相手国の年金を受給できる場合があります。脱退一時金を受給すると、その期間を通算できなくなりますので、ご注意ください。

\* 国民年金の第1号被保険者であった期間が6カ月以上ある方は、日本年金機構に請求してください。

## VI 住所・氏名の変更の届出

退職後に住所や氏名の変更があった場合は、届出が必要です。老齢厚生年金については、支給開始年齢に達する月の2~3か月前に請求関係書類を送付していることから、確実に請求書をお受け取りいただくために、「年金待機者異動報告書」の速やかなご提出をお願いします。

同封の「年金待機者異動報告書」に必要事項を記入し、異動事由に応じた書類と併せて、当共済組合本部にご提出ください。

なお、「年金待機者異動報告書」は、当共済組合ホームページからもダウンロードできます。

## Ⅶ 年金に関するお問い合わせとご相談

年金の請求手続きその他ご不明な点がございましたら、当共済組合本部または退職された都道府県の教育委員会にある各支部にお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は、**年金待機者番号**および**氏名**をお知らせください。

### 本部年金相談窓口

電 話	03-5259-1122（本部年金相談専用電話） 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）午前9時～午後5時30分 *間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。 *電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいようお願いいたします。
文 書	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 公立学校共済組合本部年金部あて
メー ル	当共済組合ホームページ（下記参照）のご質問・ご相談専用フォームをご利用ください。

### 各支部の年金相談窓口

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）
- 午前：9時～12時 午後：1時～5時  
（※支部により相談時間が異なります。詳しくは支部にご確認ください。）

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-204-5889	石 川	076-225-1972 076-225-1848	岡 山	086-226-7605
青 森	017-735-3263	福 井	0776-20-0561	広 島	082-513-4959
岩 手	019-653-1547	山 梨	055-223-1746	山 口	083-933-4581
宮 城	022-211-3094	長 野	026-234-5770 026-235-7445	徳 島	088-621-3182
秋 田	018-860-5232	岐 阜	058-272-8897	香 川	087-832-3795
山 形	023-625-0123	静 岡	054-221-3623	愛 媛	089-941-5393
福 島	024-521-7803	愛 知	052-951-8470	高 知	088-821-4813
茨 城	029-301-6366	三 重	059-229-0722	福 岡	092-641-4967
栃 木	028-623-3440	滋 賀	077-528-4553	佐 賀	0952-29-7524
群 馬	027-226-4570	京 都	075-451-1070	長 崎	095-894-3344
埼 玉	048-830-6689 ※ 048-830-6688	大 阪	06-6944-2088	熊 本	096-333-2680
千 葉	043-223-4116	兵 庫	078-362-3767	大 分	097-506-5479
東 京	03-5320-6828	奈 良	0742-22-1149	宮 崎	0985-26-7243
神奈川	045-641-7712	和歌山	073-423-6620 073-499-7146	鹿児島	099-286-5207
新 潟	025-283-5119 025-283-5103	鳥 取	0857-26-7956	沖 縄	098-866-2066
富 山	076-444-2300	島 根	0852-22-6284		

### 当共済組合ホームページのご案内

<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

検索



年金のしくみ、受給に関する手続きなど、役立つ情報を掲載しています。  
また、今後の年金制度の改正についてもお知らせします。

当共済組合が保有する年金待機者の皆さまの住所、氏名等の個人情報は、年金に関する情報提供、請求書の事前送付等のほか、次の目的のために使用することがあります。

- ・公立学校共済組合本部が行う福祉事業に係る事務
- ・当共済組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
- ・「公立学校共済組合友の会」からのご案内（60歳以上で退職された方に限ります。）

\*「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。当共済組合は対象者の方について、会報誌「友の会だより」などの送付のための住所・氏名などを公立学校共済組合友の会に提供しています。